

近畿中部防衛局達第 19 号
近畿中部防衛局の表彰等に関する達を次のように定める。

平成 19 年 9 月 1 日

近畿中部防衛局長 増田 慎吾

近畿中部防衛局の表彰等に関する達

改正	平成28年6月3日	近畿中部防衛局達第5号
改正	平成30年11月27日	近畿中部防衛局達第4号
改正	令和2年6月30日	近畿中部防衛局達第2号
改正	令和5年3月31日	近畿中部防衛局達第3号
改正	令和6年3月28日	近畿中部防衛局達第1号

目次

第1章 総 則（第1条）
第2章 賞詞及び賞状（第2条―第3条）
第3章 感謝状（第4条―第5条）
第4章 表彰等審査委員会（第6条―第7条）
第5章 雑則（第8条―第10条）
附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この達は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号。以下「訓令」という。）に基づき、近畿中部防衛局において実施する表彰等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 賞詞及び賞状

（表彰の対象となる職員及び職員の団体）

第2条 職務の遂行に当たり、困難な業務の完遂、業務処理の改善又は合理化等について顕著な功績又は累積の功績があり、他の職員の模範として賞揚に値すると認められる職員又は職員の団体に対しては、その功績の程度によりそれぞれの賞詞又は賞状を授与することができる。

2 運転手の車両無事故表彰については、車両無事故表彰の取扱いについて（防人1第541号。39.10.15）に定めるもののほか次のとおりとする。

(1) 運転手が、平素の勤務成績が良好であり、次のアからエの一に該当する

場合には、当該アからエに定める賞詞を授与することができる。

ア 近畿中部防衛局における引き続き在職期間に、運転者として2万キロメートル以上の無事故運転を行った場合 第5級賞詞

イ 近畿中部防衛局における引き続き在職期間に、運転者として4万キロメートル以上の無事故運転を行った場合 第4級賞詞

ウ 近畿中部防衛局における引き続き在職期間に、運転者として第4級賞詞を授与された後、基準走行距離4万キロメートルの無事故運転を行った場合 第4級賞詞

エ 近畿中部防衛局における引き続き在職期間に、運転者として、永年にわたり、無事故で長距離（35万キロメートル以上）を走行し、かつ、勤務成績が極めて良好で特に他の模範となった場合 第3級賞詞

(2) 前号に定める無事故の走行距離の計算については、トラック又はマイクロバスを運転した場合は、0.75キロメートルをもって1キロメートルとする。

(賞詞及び賞状の上申)

第3条 賞詞にあつては、部長、支局長及び事務所長（以下「部長等」という。）が、また、賞状にあつては、表彰の対象となる職員の団体の長が、それぞれ前条に定める賞詞又は賞状の授与に該当すると認めた場合には、功績事実を正確に審査し、近畿中部防衛局長（以下「局長」という。）に表彰について上申するものとする。

2 前項の上申理由となった功績の対象となる期間（以下「功績対象期間」という。）については、別表に定める「功績対象期間等」によるものとする。

ただし、表彰に該当する事実があり、速やかに表彰することが適当と認められる場合には、その都度上申するものとする。

3 第1項に定める表彰の上申について必要な様式は、別記様式第1から別記様式第3に定めるところによるものとする。

第3章 感謝状

(感謝状の贈与)

第4条 局長は、防衛施設の取得及び管理、装備品等の調達その他近畿中部防衛局の業務の遂行に永年にわたり協力した隊員以外の者又は団体であつて、その功労が著しいと認められるものに対し、感謝状を贈与する。

2 前項に規定するもののほか、局長は、近畿中部防衛局が発注した建設工事（当該年度の前年度に完成したものに限る。）又は業務（当該年度の前年度に完了したものに限る。）を実施した者又は団体であつて、その品質が優れ、かつ、防衛施設の安定的運用への貢献も非常に高く近畿中部防衛局の業務の円滑な遂行に寄与したと認められるものに対し、感謝状を贈与する。

(感謝状の上申)

第5条 部長等は、感謝状を贈与する必要があると認める者又は団体があるときは、前条第1項の感謝状にあつては毎年8月31日までに、同条第2項の感謝状にあつては毎年5月10日までに、それぞれ局長に対して上申するものとする。

2 調達部長は、前条第2項の感謝状の上申を行うに当たっては、優秀工事等顕彰制度について（防整施第15617号。27. 10. 1）に基づき推薦のあった優秀工事等のうち、品質が優れ、かつ、防衛施設の安定的運用への貢献も非常に高く近畿中部防衛局の業務の円滑な遂行に寄与したと判断したものについて上申を行うものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、部長等は、速やかに感謝状（前条第1項の感謝状に限る。）を贈与する必要があると認める者又は団体があるときは、その都度、局長に対して上申することができる。

4 前3項に定める感謝状の上申について必要な様式は、別記様式第4から別記様式第9に定めるところによるものとする。

第4章 表彰等審査委員会

(表彰等の選考)

第6条 第3条及び第5条の規定により上申のあった表彰事案について審査するため、近畿中部防衛局に表彰等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長、委員及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

委員長 局次長

委員 総務部長、企画部長、調達部長

幹事 総務部総務課長

3 委員長は、委員会を招集し、これを主宰する。

4 幹事は、委員会の運営に関して委員長を補佐する。

5 委員長は、必要と認めた場合には、表彰事案に係る関係課長等の出席を求め、当該事案について意見を聞くことができる。

6 委員会の庶務は、総務部総務課において行うものとする。

7 第5条第2項の規定による上申のあった表彰事案に係る審査についての前各項の規定の適用については、第2項中「総務部総務課長」とあるのは「調達部調達計画課長」と、第6項中「総務部総務課」とあるのは「調達部調達計画課」とする。

(表彰事案の決裁)

第7条 表される者又は団体の決定は、委員会において審査された事項につい

て、局長の決裁を得て行うものとする。

第5章 雑則

(表彰等の実施)

第8条 賞詞及び賞状の授与は、原則として、自衛隊記念日に行うものとし、転出する自衛官にあつては転出する日の前日に行うものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りでない。

2 感謝状は、第4条第1項の感謝状にあつては自衛隊記念日に、同条第2項の感謝状にあつては毎年7月1日に、それぞれ贈与する。ただし、第5条第3項の規定により上申のあった感謝状については、その都度、贈与する。

3 賞詞及び賞状は、局長が授与するものとする。ただし、支局又は事務所にあつては支局長又は事務所長が伝達することができる。

4 感謝状は、局長が贈与するものとする。ただし、局長が特に認めた場合には、この限りではない。

(防衛功労賞)

第9条 賞詞を授与される職員に対しては、賞詞に添えて次に掲げる防衛功労賞を授与する。

(1) 第3級賞詞を授与された職員 第3号防衛功労賞

(2) 第4級賞詞を授与された職員 第4号防衛功労賞

(3) 第5級賞詞を授与された職員 第5号防衛功労賞

(委任規定)

第10条 この達の実施について必要な細部事項は、総務部長が定める。

附 則

1 この達は、平成19年9月1日から施行する。

2 この達施行前の大阪防衛施設局並びに装備本部大阪支部及び装備本部名古屋支部における功績は、それぞれ近畿中部防衛局における功績としてみなす。

附 則 (平成28年近畿中部防衛局達第5号)

1 この達は、平成28年6月3日から施行する。

2 平成28年度におけるこの達による改正後の近畿中部防衛局の表彰等に関する達第5条第1項の規定の適用については、同項中「毎年5月10日」とあるのは、「平成28年6月8日」とする。

附 則 (平成30年近畿中部防衛局達第4号)

この達は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (令和2年近畿中部防衛局達第2号)

この達は、令和2年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年近畿中部防衛局達第3号)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年近畿中部防衛局達第1号）

この達は、令和6年4月1日から施行する。

別表

上申基準等

	自 衛 官		事 務 官 等
表彰 実施日 項 目	自衛隊記念日 (11月1日)	近畿中部防衛局から 転出する日の前日	自衛隊記念日 (11月1日)
功績対象期間等	前年度の9月1日から 当該年度の8月31日 までの間を対象とする。	近畿中部防衛局から 転出する日以前の通 算勤務期間を対象と する。	前年度の9月1日から 当該年度の8月31日 までの間を対象とする。 (ただし、累積の功績に あつては、当該年度の 8月31日以前の通算 期間を対象とする。)
上申期限	9月20日	近畿中部防衛局から 転出する日の2週間 前	9月20日(ただし、無 事故運転による表彰は 10月1日とする。)

別記様式第1

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補者名簿

推薦 序列	所属・官職	官名・級	氏 名 (生年月日)(歳)	功 績 の 大 要	所属長の意見 (表彰の区分)	備 考 (職員の履歴) (表彰受賞歴)

別記様式第2

職務の遂行に当たり功績のあった表彰候補団体名簿

団体名：

代表者名：

所属・官職	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	功績の大要	上申理由	備考

別記様式第3

無事故運転者表彰被表彰者推薦名簿

所 属	官名・級	氏名 (生年月日)(歳)	賞詞の種類	計算等(功績の大要)	備 考

注：「第3級賞詞」「第4級賞詞」「第5級賞詞」の順に記入すること。

感謝状贈与候補者上申名簿（個人）

推薦 順位	ふ 氏 が 名 生年月日（年齢）	役職・職業等 （規模・就任年月日等）	対象項目	功勞の概要	過去の感謝状贈与	現住所	備考

- 注：1 「役職・職業等」欄には、団体の場合は会員数、会社の場合には業種、社員数、資本金等を記入する。
- 2 「功勞の概要」欄には、候補者の業績が推賞に値すると認定した根拠及び自衛隊の任務遂行等に及ぼした影響等を簡明に記入する。
- 3 規格は、A列4番とする。

個人功労調書

ふりがな 氏名
生年月日（満年齢）
職業 役職等
現住所
功労の概要
功労が部内及び部外に与えた影響
その他参考事項

注：1 「功労の概要」及び「功労が部内及び部外に与えた影響」欄は、具体的、詳細に記入すること。特に、数量、金額等をもって表す事項については、別紙、別表を添付する等により、具体的、詳細に作成すること。

2 規格は、A列4番とする。

履 歴 書

1 氏 名 :

2 生年月日 :

3 現住所 :

4 経 歴 :

(1) 学 歴

(2) 職 歴

5 過去における表彰等

感謝状贈与候補者上申名簿（団体）

推薦 順位	<small>ふ り が な</small> 団 体 名 代表者の役職氏名	規模・事業内容	対象項目	功労の概要	過去の感謝状贈与	団体の 所在地	備 考

注：1 「規模・事業内容」欄には、会員数、創設年月日、年間予算額、主要事業内容等を記入する。

2 「功労の概要」欄記入は、様式第4と同じ。

3 規格は、A列4番とする。

団体功労調書

団 体 名
代 表 者 役 職 ・ 氏 名
団 体 の 所 在 地
団 体 の 規 模 事 業 の 概 要
功 労 の 概 要
功 労 が 部 内 及 び 部 外 に 与 え た 影 響
そ の 他 参 考 事 項

注：1 「功労の概要」及び「功労が部内及び部外に与えた影響」欄は、具体的、詳細に記入すること。特に、数量、金額等をもって表す事項については、別紙、別表を添付する等により、具体的、詳細に作成すること。

2 規格は、A列4番とする。

事業経歴書

団体の名称	法的 根拠	規模			事業内容	備考
		活動範囲	役職等 構成	年間予算		